

バリアフリー法及び関連施策の見直しに関する意見書

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の施行から10年以上が経過し、バリアフリー化は一定程度進展を見せている。

しかしながら、急速に少子高齢化が進む中で、地域の一体的バリアフリー化のニーズはますます高まっているにもかかわらず、全国の市町村においては、重点整備地区における移動等の円滑化を一体的に推進する基本構想の作成が進まない地域もある。また、公共交通事業者等においては、視覚障害者のホーム転落事故の発生等を受け、ハード・ソフト一体となった取り組みが必要とされている。加えて、平成29年2月に関係閣僚会議で決定されたユニバーサルデザイン2020行動計画においては、障害のある人による視点を施策に反映させることが重要であるとされている。こうした状況等を踏まえ、国においては、バリアフリー法の改正を含む関連施策の検討が進められている。

一方、個別施設のバリアフリー化に関して、現行のバリアフリー整備目標では、1日の利用者数3000人未満の駅が対象となっていない。また、小規模な店舗や災害時に避難所となる学校（特別支援学校を除く。）が移動等円滑化基準の適合義務の対象となっていない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、バリアフリー法及び関連施策の見直しに関し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 地域の面的・一体的なバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法の基本構想制度の見直しも含めた新たな仕組みについて検討すること。
- 2 公共交通事業者等がハード・ソフト一体的な取り組みを進める枠組みについて、事業者等の過度な負担とならないよう配慮しながら検討すること。
- 3 バリアフリー施策を進める際には、高齢者、障害者、要介護者、介護者等の意見を聞くような仕組みを検討するとともに、バリアフリーの促進に関する国民の理解を深め、その協力を求めるよう教育・広報活動等に努めること。
- 4 1日の利用者数3000人未満の駅においても早期に整備が図られるよう、必要な措置をとるとともに、新規出店する小規模な店舗、災害時に避難所となる学校を基準適合義務の対象にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月19日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
国土交通大臣

宛（各 通）